

墨田区消費者ニュース

編集・発行/墨田区地域振興部商工担当生活経済課消費者・勤労福祉担当
〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20 電話 5608-6184

誤解していませんか？健康食品

健康食品は薬ではありません

1 健康食品は、病気や体の不調を治す医薬品ではありません

治療中の人が健康食品を利用すると病気が悪化する場合があります。
治療中の人が健康食品を利用すると治療薬が効かなくなる場合があります。



2 健康食品に関して、過大な期待は禁物です

健康食品の有用性に関して、過大な期待はしないようにしましょう。
健康食品は、あくまで食生活における補助的なものと考えましょう。



3 健康食品を利用する前に考えよう

健康食品を利用する前に、普段の食生活以外に本当に必要か考えてみましょう。
テレビや雑誌の情報は、そのまま受け入れるのではなく、一度考えてみましょう。

4 健康食品を利用している方は

特定の成分を過剰に摂取しないよう気をつけましょう。
体調不良を感じたら、すぐに利用をやめて医療機関を受診しましょう。



医薬品（医薬部外品）

病気の治療や予防に使われるもの

食品

医療品（医薬部外品）以外のもの

健康食品

健康の増進に役立つものとして販売・利用されている食品であり明確な定義はありません

病気が治ると勧められ購入した健康食品 効果がないので解約したい！

元気で老後を迎えたいと思うのは、皆さん共通の願いです。しかし、その思いを逆手にとり、高額な健康食品を販売する手法が増えています。

相談事例

自宅近くに2日間だけの自然食品の店舗がオープンしました。店の前を通ると、食品が安く買えると沢山の人が集まっていたので入ってみたら、健康食品は体によく、病気知らず、元気になると説明され、購入を勧められました。

現在通院中と話しましたが、これを飲むと病気も治るといわれたので、それならと次々に50万円の健康食品を購入してしまいました。しばらく飲みましたが、体調は悪くなるばかりで飲んだ効果はありません。解約できますか。



アドバイス

健康食品は「薬」ではありません！

健康食品は健康の増進に役立つものとして販売・利用されている食品です。

食品なので、薬のように薬事法の規制はありません。しかし、医薬品とさせるような効能や効果をうたうことは禁止されています。

相談事例では、特定商取引法の規制対象となりますので、契約日を含め8日以内であればクーリング・オフ（契約解除）ができます。



ただし、自分から飲んでしまったものや、商品の口を開けてしまった場合の代金は、購入者の負担になります。

また、勧誘のとき、効能や効果について事実と違うことを告げていますので、消費者契約法の不実告知により契約の取り消しを主張することができます。

クーリング・オフの期間が過ぎてしまっても、解約できる場合もありますのであきらめずに、すみだ消費者センターにご相談ください。

困ったときは早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室

相談日：月～土曜日

※土曜日は電話相談のみ受け付けています

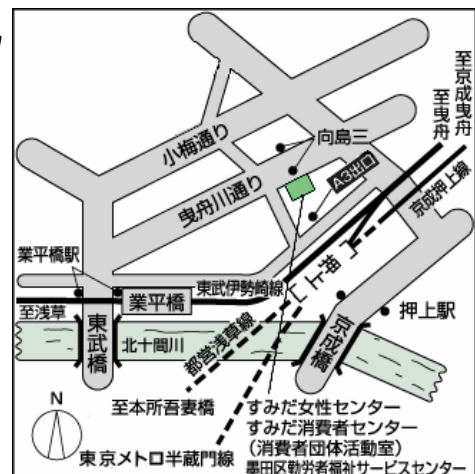
相談時間：午前9時30分～

午後4時30分

専用電話：5608-1773

※最初は電話でご相談ください

所在地：墨田区押上 2-12-7-215



交通／東武線業平橋駅、京成線・東京メトロ半蔵門線押上駅(A3出口)から、それぞれ徒歩約5分